第１０期明日香村介護保険事業計画等策定業務委託 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

第１章　一般仕様

１．業務名

第１０期明日香村介護保険事業計画等策定業務

２．業務の目的

本業務は、本村の高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の評価と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を反映させ、高齢者福祉計画の見直し及び第１０期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

３．契約期間

契約締結日から令和９年３月２６日まで

４．履行場所

高市郡明日香村

５．関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

（１）老人福祉法
（２）介護保険法
（３）個人情報の保護に関する法律
（４）明日香村個人情報保護法施行条例
（５）その他関係する法令・規則・通達及び本村が指示するもの

６．受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

７．秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

８．再委託

再委託（再々委託を含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、本村の承認を得ること。

９．疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。

１０．提出書類

（１）受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

①着手届

②実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）

③実施工程表

（２）受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

１１．審査及び引渡し

（１）受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

（２）業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

１２．成果品

（１）業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

（ア）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告書

（イ）第１０期介護保険事業計画　計画書　５０部

（Ａ４版１００頁程度　本文、表紙とも１色刷り）

（ウ）第１０期介護保険事業計画　概要版（データ）

（エ）上記データ一式

（オ）高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画に係る実績分析（データ）

（カ）その他計画策定に係る資料一式

・上記及び業務履行にあたり作成した資料等の電子データ： CD-R １枚

（２）成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとすること。

（３）原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表のデータ形式等については、本村と協議の上決定すること。

１３．著作権

本業務により作成された成果物の著作権は本村に帰属するものとする。

第２章　業務内容

１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査票の作成・印刷、発送並びに集計・分析作業及び計画への反映

２．高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画の評価と現状分析

３．第１０期明日香村介護保険事業計画の策定及び高齢者福祉計画の見直し

４．成果品の作成

５．運営協議会の開催支援

６．スケジュール

本村が想定する策定スケジュール（予定）は下記のとおりとするが、詳細については明日香村、受託者協議のうえ決定する。

年度	時期	主な内容
令和７年度	翌２月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果報告等
令和８年度	８月	第９期計画の現状報告、第１０期計画骨子案等
〃	１１月	第１０期計画素案、保険料の審議等
〃	翌１月	介護保険制度の改正、第１０期計画案等

７．その他

高齢者福祉計画見直し及び第１０期介護保険事業計画の策定に係るその他の業務として、次に掲げるとおりとする。

（１）着実な業務遂行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。

（２）受託者は、業務を円滑に遂行するため本村と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。また、打合せ内容を確認するため、その都度記録簿を作成し、相互に確認すること。

（３）本業務の納入成果品は、本村が著作権を有するものとし、受託者は本村の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。

（４）本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合、又は本仕様書により難い事由が生じた場合は、本村と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

（５）業務本体の再委託は禁止する。ただし、本村の許可を得た場合、業務の一部の委託の再委託は可能とする。

（６）受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第３者に開示又は漏洩してはならない。

（７）貸与品

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査で回収された調査票等について受託者に貸与する。

②高齢者福祉計画の見直し及び第１０期介護保険事業計画策定に係る必要なデータについては、受託者に提供する。

８．留意事項

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。本計画は、法制度など直近の情報・情勢を踏まえつつ、明日香村の現状を良く理解・反映したうえで、本村の今後の介護保険サービスがより良いものとなるように策定すること。